

子ども・子育て支援新制度に関する条例（案）パブリックコメント結果（ご意見と市の考え方）

募集期間：平成26年7月2日（水）～7月31日（木）

●亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）

（意見の提出人数 0名、提出件数 0件、反映件数 0件）

| 条 | 項 | 意見の要点 | 市の考え方 | 修正点 |
|---|---|---------------|-------|-----|
| | | ※意見はありませんでした。 | | |

●亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

（意見の提出人数 0名、提出件数 0件、反映件数 0件）

| 条 | 項 | 意見の要点 | 市の考え方 | 修正点 |
|---|---|---------------|-------|-----|
| | | ※意見はありませんでした。 | | |

●亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

（意見の提出人数 9名、提出件数 41件、反映件数 0件）

| 条 | 項 | 意見の要点 | 市の考え方 | 修正点 |
|----|---|--|---|------|
| 全体 | | 市は、国の基準を越えて事業の主体者として「子供たちの最善の利益」を確保するために、市の責任と役割を条例に明記してほしい。 条例の前文に、または第5条の中に、「学童保育の理念」を含めてほしい。 | 第3条第2項に市は本条例に定める基準を常に向上させるように努めることを規定します。また、第4条には、市は、放課後健全育成事業を行う者がこの基準を超えて、常に、設備及び運営を向上させるように勧告することができることを規定します。これらにより、安心・安全な放課後児童健全育成事業を担保しようとするものです。 また、平成24年法律第67号による改正後の児童福祉法第21条の10、第34条の8から第34条の8の3に放課後児童健全育成事業についての市の責任、役割が規定されています。さらに、当該事業は児童福祉法第6条の3第2項に定義された事業であり、市は同法第2条（国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。）の規定に基づき実施します。 | 修正なし |

| | | | | |
|---|---|---|---|------|
| 5 | 4 | 「自ら評価を行い」とありますが、具体的にはどういった評価を行い、これについて市から指し示すものは示されるのか。 | 今のところ、市から評価の内容をお示しする予定はありませんが、本条例の規定に基づき運営できるよう事業者自らが評価する必要があります。 | — |
| 7 | | 第7条の、「できる限り」を削除してほしい。 | 補助者として放課後児童健全育成事業に従事しようとする方の中には、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けていない方も少なからず存在すると考えられ、当該事業に従事する職員が必ず児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けていなければならないとするのは、支援員の確保を妨げるおそれがあるため、「できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたもの」と規定しています。 | 修正なし |
| 9 | 1 | 「生活の場としての機能」に関する基準と、「静養するための機能」に関する基準は、全く別のものとして規定してほしい。 | 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画については、両方の機能が仕切られていないスペースに備わっている区画も想定していることから、別々に規定していません。 | 修正なし |
| 9 | 1 | トイレ（男女別）や台所等の、必要な設備及び備品等の規定を設けて下さい。 | 衛生管理面については第13条に、必要な設備及び備品等については第9条第3項に規定があります。 | 修正なし |
| 9 | 2 | 「児童一人あたりの面積は、おおむね1.65㎡以上」とありますが、保育園児より身体も行動も大きい学童の児童の方が、小さい面積になっている理由はどういうものか。 「おおむね1.65㎡以上」の「おおむね」を削除し、1.65㎡以上の見直しをしてほしい。 | 児童は成長とともにスペースを有効活用できるようになることから、放課後児童クラブの専用区画の面積基準は、就学前の児童1人分の面積基準よりも小さな面積の基準となっています。 また、市内の既存放課後児童クラブの状況や地域の実情を踏まえ、児童の利用について若干の増減があることを想定し、「おおむね1.65㎡以上」と規定しています。 | 修正なし |
| 9 | 2 | 第9条第2項に基づく最低限の施設確保を実現してほしい。 | 第9条第2項に基づき、放課後児童健全育成事業所の専用区画の面積が児童1人につきおおむね1.65㎡以上であることの確認を行うことにより、当該事業を利用する児童の安全を確保します。 | — |

| | | | | |
|----------|--------|--|--|------|
| 9 | 3 | 「専用区画」という文言ではなく、「専用施設」としてほしい。 | 様々な施設の一部等を有効活用して放課後児童健全育成事業を行う場合など、専用の施設を持たない放課後児童健全育成事業所も想定されます。 このことから本条例では、専用施設ではなく「専用区画」と規定しています。 | 修正なし |
| 10 | 2 | 「放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者」という文言から、求められる職務が児童に対してではなく、ここでいう放課後児童支援員に対してとなり、限定的になるのではないか。 | 「放課後支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者」という規定が「放課後児童支援員」に対しての補助という意味あいには解釈されるとのご意見ですが、「放課後支援員が行う支援」に対する補助を指し示すものです。 | 修正なし |
| 10 10 | 2 3 | 指導員の条件について誰でも指導員になれるような基準はやめてほしい。 | 放課後児童支援員の要件については、第10条に規定されているとおり、一定の資格や経験が必要です。 | 修正なし |
| 10 10 | 2 3 | 支援員、補助員の呼称も耳慣れずにどうかと思うが、どうして区別しなければいけないのか。 | 法令等との整合性を図るため「放課後児童支援員」「補助員」と本条例では区別して規定していますが、放課後児童健全育成事業所の実際の運営においては、「放課後児童支援員」「補助員」という呼称を強制しているものではありません。 | 修正なし |
| 10 | 3 | 「2年以上学童保育に類似する仕事をした人」も含まれていますが、1年生から6年生（幼児期後期から前思春期）までの子ども40人以上の集団の毎日の生活を保育する仕事に類似する仕事とは何か。 | 原則は、放課後児童健全育成事業に従事したことのある者を想定していますが、児童館等の従事者も含むものです。 | 修正なし |
| 10 | 4 | 「おおむね40人以下とする」の「おおむね」を削除してほしい。 | 市内の既存放課後児童クラブの状況や地域の実情を踏まえ、児童の利用について若干の増減があることを想定し、「おおむね40人以下」と規定しています。 | 修正なし |

| | | | | |
|----|-----|--|---|---|
| 14 | | 「運営規定の定め」とあるが、事業者ごとに定める（作成）こととなるのか。市から統一されたものは示されるのか。 | 今のところ、市からその内容をお示しする予定はありませんが、運営規定については、事業者自ら作成する必要があります。 | — |
| | その他 | 放課後児童健全育成事業にかかる補助金について、これまでの補助基準額より下がることは絶対にないようにしてほしい。 小規模学童保育への補助も必ず加えてほしい。 | 補助単価につきましても、これまで同様国・県の示す基準を基に対応してまいりたいと考えています。また、小規模学童保育への支援につきましても、十分な支援が実施できるようこれまで同様国・県に働きかけていきます。 | — |
| | その他 | 子ども教室等との一体化や、施設の共用や指導員の兼務といった連携の措置を取ることはやめてほしい。 | 放課後健全育成事業は、市教育委員会との連携が不可欠であり、今後とも様々な形の支援方策について協議します。 | — |
| | その他 | 「放課後児童健全育成事業者」とは誰を指す言葉なのか。 | 放課後児童健全育成事業者とは、児童福祉法に規定されている放課後健全育成事業を行う者（社会福祉法人や運営委員会等）のことです。 | — |
| | その他 | 規定の人数を超過した場合は、公的な施設・補助での対応を望む。 | 放課後児童健全育成事業の施設整備等については、本条例に基づき事業者と協議しながら対応してまいりたいと考えています。 | — |
| | その他 | 児童1人あたりの面積について規定を割り込む場合には、公的な施設・補助での対応を望む。 | | |
| | その他 | 公設での静養室の設置を望む。 | | |
| | その他 | 全ての学童保育所にAEDと、非常口がある学童保育所は少ないことから、設置してほしい。 | | |